

財務省告示第三百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十八年九月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（二十年）（第九十回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第五号に規定する簡易生命保	険資金による引受け	額面金額で四百二十億円
					四百十九億四千五百四十万円	五万円		振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
								平成十八年九月二十九日
								額面金額百円につき九十九円八十七銭

